

吸収分割に関する事前開示書類

2024年5月9日

フクシマガリレイ株式会社

株式会社フクシマガリレイ分割準備会社

2024年5月9日

大阪市西淀川区竹島二丁目6番18号
フクシマガリレイ株式会社
代表取締役 福島 豪

大阪市西淀川区竹島二丁目6番18号
株式会社フクシマガリレイ分割準備会社
代表取締役 福島 豪

吸収分割に係る事前開示書類

(分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項)

(分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示事項)

フクシマガリレイ株式会社（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社フクシマガリレイ分割準備会社（以下、「承継会社」といいます。）は、2024年5月10日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2025年4月1日として、分割会社の営む業務用冷凍冷蔵庫及び冷凍冷蔵ショーケースの製造、販売及び施工ならびに付随する一切の事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に係る会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条ならびに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙のとおりです。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項

(1) 対価の総数に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社は新たに普通株式を8,000株発行し、その全てを分割会社に割当交付いたします。承継会社は分割会社の完全子会社であり、本吸収分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を分割会社に交付するため、承継会社が発行する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本吸収分割後の事業内容及び分割会社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断しております。

資本金 80,000,000 円
資本準備金 5,000,000 円
利益準備金 0 円

3. 分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は有価証券報告書及び四半期報告書を近畿財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 承継会社についての次に掲げる事項

(1) 成立の日における貸借対照表

下記のとおりです。

貸借対照表
(2024年5月1日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
現金及び預金	40,000 千円	資本金	20,000 千円
		資本準備金	20,000 千円
資産合計	40,000 千円	負債・純資産合計	40,000 千円

(2) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 分割会社における債務の履行の見込みについて

分割会社の2024年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日以後における分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

また、本吸収分割後の分割会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、分割会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上により、分割会社の債務については、本吸収分割の効力発生日以降も、債務の履行の見込みに問題はないと判断いたします。

(2) 承継会社における債務の履行の見込みについて

承継会社の2024年5月1日現在の貸借対照表における資産の額は4,000万円、負債の額は0円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておられません。

また、本吸収分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上により、承継会社の債務については、本吸収分割の効力発生日以降も、債務の履行の見込みに問題はないと判断いたします。

以上

吸収分割契約書

フクシマガリレイ株式会社（以下、「甲」という。）と、株式会社フクシマガリレイ分割準備会社（以下、「乙」という。）とは、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、本吸収分割により、甲の営む業務用冷凍冷蔵庫及び冷凍冷蔵ショーケースの製造、販売及び施工ならびに付随する一切の事業（以下、「本対象事業」という。）に関する第3条1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

2 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：フクシマガリレイ株式会社

住所：大阪市西淀川区竹島二丁目6番18号

(2) 乙（承継会社）

商号：株式会社フクシマガリレイ分割準備会社

住所：大阪市西淀川区竹島二丁目6番18号

第2条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2025年4月1日とする。但し、本吸収分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議の上、会社法の規定に従いこれを変更することができる。

第3条（承継する権利義務）

乙は、本吸収分割により、別紙「承継対象権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、効力発生日において甲より承継する。

2 前項により乙が承継する債務については、併存的債務引受方法による。但し、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額を求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、乙の普通株式8,000株を発行し、そのすべてを甲に割当て交付する。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割により乙の増加すべき資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額 金80,000,000円

(2) 資本準備金の額 金5,000,000円

(3) 利益準備金の額 金0円

第6条（吸収分割承認総会等）

甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会決議を

行うものとする。

2 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を行うものとする。

第7条（競業禁止義務）

甲は、乙が承継する本対象事業に関して、乙に一切の競業禁止義務を負わない。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、本対象事業につき重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙間で協議の上、これを実行する。

第9条（吸収分割条件の変更、吸収分割契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結後、本吸収分割の効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、両社いずれかの財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、または本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲乙間で協議の上、吸収分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（吸収分割契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに当たる場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、甲乙のいずれかの株主総会等承認機関において、本契約の承認が得られなかった場合
- (2) 効力発生日までに、法令に定める関係官庁の承認等が得られない場合

第11条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙間で協議の上、これを定める。

本契約締結を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を保有し、その写しを乙が保有する。

2024年5月8日

(甲) 大阪市西淀川区竹島二丁目6番18号
フクシマガリレイ株式会社
代表取締役 福島 豪

(乙) 大阪市西淀川区竹島二丁目6番18号
株式会社フクシマガリレイ分割準備会社
代表取締役 福島 豪

乙が本吸収分割により甲から承継する権利義務は、以下のとおりとする。

これらの権利義務のうち、資産及び債務その他の負債については、2024年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

1. 資 産

(1) 流動資産

本対象事業に属する現預金、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品、前払費用、短期貸付金、立替金、仮払金その他の流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本対象事業に属する機械装置、車両運搬具、工具器具備品その他の固定資産

② 無形固定資産

本対象事業に属するソフトウェアその他の資産

③ 投資その他の資産

本対象事業に属する長期貸付金、前払年金費用、長期営業債権その他の資産

2. 債 務

(1) 流動負債

本対象事業に属する未払費用、預り金、前受金、賞与引当金、製品保証引当金、工事損失引当金、従業員未精算費用その他の流動負債

(2) 固定負債

本対象事業に属する長期預り金、その他の固定負債

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

本対象事業に主として従事する従業員（正社員、限定社員（無期）、限定社員（有期）、嘱託、アルバイト、顧問、他社への出向者、採用内定者（本対象事業に主として従事することが予定されている者）等を含む。）との間の雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

(2) その他の契約

本対象事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約、フランチャイズ契約その他本対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。但し、承継権利義務に含まれる甲の契約上の地位もしくは当該契約に基づく権利義務を本吸収分割により乙に承継することが、当該契約に定める甲の義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られない場合、または、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該契約において必要とされる手続を甲が効力発生日の前日時点において履行できる見込みが

ない場合であって、かつ、当該契約上の地位等を乙に承継させることにより、甲または乙その他の甲の子会社に重大な不利益が発生するときは、承継権利義務から除外する。

(3) その他承継する権利義務

本対象事業に属する一切の知的財産権、ノウハウ及びこれらの使用权及び実施権

(4) 許認可等

本対象事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継可能なもの

以上